

第三者評価結果

事業所名：小雀みどり保育園

A-1 保育内容

A-1- (1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約などの法令、保育所保育指針などの趣旨をとらえ、園の保育理念や保育方針、保育目標などに基づいて編成しています。子どもの発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態を考慮して作成しています。職員は、年度末に総括を行い、会議で話し合うなど参画しています。全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしています。</p>	
A-1- (2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>保育室は、室温、湿度、換気など適切な状態が保たれ、大きな窓から採光が取られています。全面珪藻土の壁や無垢材の床、木製の家具類を配置して、子どもが安心して、心地よく過ごせる環境となっています。保育園内外の設備・用具などは安全点検表でチェックし、寝具は半年に1回布団乾燥し、1年に1回交換するなど衛生管理に努めています。環境設定は常に検討しており、子どもの発達や活動内容に合わせて工夫しています。保育室の押し入れの下の空間や給食室前のカウンター、廊下やホールのベンチなど子どもがくつろいだり、落ち着ける場所が用意され、どこにいても職員が見守り、安心安全に配慮しています。手洗い場やトイレは、子どもが利用しやすい動線となっており、温水シャワーが設置され、清潔に保たれています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>子どもの発達と発達過程、家庭環境から生じる一人ひとりの子どもの状況を把握し、各クラスの月間指導計画に個別計画や個別の配慮事項を記載し、会議や打ち合わせで全職員が共有しています。子どもが安心して自分の気持ちを表現できるよう、子どもの主張を認め、一人ひとりに対応して無理強いをしないよう心がけています。上手に自分を表現できない子どもには、日常的にスキンシップを図り、仕草や表情から気持ちを汲み取り、普段と違うサインを見逃さないよう心掛けています。職員は、子どもたちが安心できるような信頼関係を築き、保育理念などの考え方を常に意識して保育にあたっています。職員は、子どもたちにせかす言葉や制止させる言葉などの禁止用語を用いず、分かりやすい言葉づかいで、穏やかに話しています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮しています。園は、日々の生活の中で様々なことが獲得できるようにあえて便利な物を置かない、例えば水道の蛇口を手でひねって水量を調節する、幼児の午睡ではシーツを使用し、パジャマやシーツを風呂敷で包み結ぶなどに取り組んでいます。生活習慣の取得にあたっては、自分でやろうとする気持ちを尊重して、強制することなく、子どもの主体性を尊重して援助しています。活動と休息のバランスが保たれるよう、一人になれる空間を作ったり、他のクラスの活動に加わるなど子どもの状態に応じて柔軟に対応しています。基本的な生活習慣は、日々の保育の中で大人も子どもも互いに尊重しあい、学びあうよう心がけ、子どもたちが小さな頃からの積み重ねで身に付くよう働きかけています。</p>	
<p>A-1-(2)-④</p> <p>【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>保育室は、年齢にあった玩具や教材が用意され、子どもが好きな遊びを選択できる環境を整備しています。玩具や保育室の環境は成長に合わせて見直し、変えています。園舎は平屋建てで、子どもたちはホールや広い廊下、押し入れの下など雨天時も好きな所を見つけて遊ぶことが出来ています。園庭が二つあり、どのクラスも遊びの機会が保障され、時に混ざって遊ぶこともあります。近隣には幾つかの公園や小さな山があり、自然に触れ合うことが出来る環境があります。年下の子どもは年上の子どもに憧れ、年上の子どもは自分がしてもらったように年下の子どもに優しく接し、面倒を見たりすることが、日常の遊びや生活を通して自然に育っています。幼児クラスは、当番活動を協力して行ったり、お楽しみ会に向けて劇遊びを子どもたちが共同して取り組んでいます。近隣の方とは、散歩時に挨拶したり、バザーや子どもレストラン、おじいちゃんおばあちゃんの会などに招いて交流をしたりしていましたが、コロナ禍で規模を縮小しています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

0歳児保育室の床材は、柔らかい「さくら」の木を使用して子どもの発達に応じて安全に歩行が出来たり、のびのび身体を動かしたり、いつでも入眠できる量のスペースを用意するなど、0歳児が長時間安心して過ごすことが出来る遊びや環境を整備しています。保育士は、子どもが安心して過ごせるようスキンシップを図って子どもと愛着関係を築き、情緒の安定を図るように努めています。子どもの仕草や喃語に応えた声掛けや応答をしています。年度初めは月齢の差が大きいことから個々に合わせた計画を立て、職員は共有して個別に対応しています。早番に固定の職員を配置して保護者が安心して預けることができるよう配慮しています。成長に応じて手作り玩具などを配置して、子どもが自分で手に取り遊ぶことが出来るよう工夫しています。保護者とは、日々の送迎時や連絡帳を用いて情報を共有しています。また、離乳食は、保護者に給食を見てもらい、コロナ禍で試食できないので触ってもらい、硬さなどを確認してもらうなど子どもの状況を確認しながら進めています。

<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

1・2歳児の子どもが自分でやってみようとする気持ちを大切に、保育士はゆっくり待つ姿勢でじっくりと関わっています。保育士は、子どもの様子を見守り、優しく問いかけ、励まし、できた時は褒め、できた喜びを自信につなげるよう援助しています。月齢に応じて2つの園庭を使い分け、異年齢で散歩に出かけます。子どもが興味を持って知ろうとする探索活動が十分行われるよう、職員間で連携を取って安全に活動できる環境を作っています。保育士は、子どもの自我の育ちを見守りながら友だちとの関わりを状況に応じて代弁し、仲立ちをすすめるよう援助しています。ワンフロアの環境を活かして、異年齢児や他のクラスの保育士や給食職員などと触れ合い、積極的に関わりを持っています。保護者とは、送迎時や連絡帳で情報を協力しています。また、写真を使った壁新聞を作成して玄関に張り出し、配布するなど日々の保育の様子を伝えています。トイレトレーニングなどは、個別に連携を図って無理なく進めています。

<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

3歳児の保育に関して、保育士は子どもが何に興味を持ち、何を求めているのか見極めて遊びにつなげるよう援助しています。子どもの興味を取り入れた恐竜ダンスを集団遊びとして楽しんでいます。4歳児の保育に関しては、子どもの発想から出た遊びを取り入れて、例えば秋まつりのお店屋さんごっこなど、子どもがなりきって遊び、友だちと楽しみながら力を発揮出来るよう援助しています。5歳児の保育に関しては、目標を高く、やり抜く力が身に付くよう、運動会などで自分で目標設定を決めて、満足感や達成感を感じ、友だち同士でも協力し合って一つの事をやり遂げる活動を援助しています。4.5歳児は、毎年春は田植え、秋は稲刈りに山形を訪れていましたが、コロナ禍によりリモートで交流をして、大きなバケツで稲を育てました。活動の様子は、壁新聞や園だよりをはじめ、地域に配布する「保育園だより」に掲載して伝えています。

<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

園は、バリアフリー構造となっていて、多機能トイレを備えています。障害のある子どもの状況に配慮した個別指導計画は、クラス活動と関連して子どもがどのように関わることができるかを考慮して作成しています。クラスだけでなく、子どもが落ち着ける状況に応じて他の職員とも連携して対応しています。園は、保育方針に「個々のしょうがいに応じた発達保障(しょうがい児保育)」を掲げ、どの子どもも同じ子ども同士として関りに配慮し、共に成長できるよう日々の保育の中で援助しています。保護者とは、面談などで連携を図っています。必要に応じて、戸塚区や横浜市戸塚地域療育センター、横浜市南部児童相談所など外部機関と連携をして相談や助言を受けています。職員は、研修に参加したり、講師を招いて園内学習会を開いて、必要な知識や情報を得ています。保護者には、入園説明会などで障害のある子どもの保育に関する情報や園での取組を伝えています。

<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

家庭での生活リズムから無理なく在園時間を考慮した保育ができるよう、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応しています。子どもの人数や体調などその状況に応じて保育室の使い方を工夫しています。畳やベンチなどを使って子どもがゆったりと穏やかに過ごせるよう配慮しています。年齢の異なる子どもと一緒に過ごす際は、安全に配慮して対応しています。子どもの在園時間や生活リズムを考慮し、保護者の要望で軽食、夕食の提供しています。子どもの状況について、遅番の職員や翌日の早番の職員とは口頭と「引継ぎノート」を用いて連携が取れるようにしています。

<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

保育計画の6歳児の項に「幼児期から学童期への生活へと創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う」と記載し、5歳児年間指導計画に小学校との交流計画を記載しています。子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てるよう、小学校を訪問し1年生と交流を図り給食と一緒に食べる機会を設けていましたが、コロナ禍の現在は小学校に散歩で行き、実際に歩いて見ることのできる機会を持って話をしています。また、保育者が小学校に行き、絵本や紙芝居などを使って話をしている機会を持っています。保護者へは、保護者懇談会で就学前の不安を聞き、保護者同士で意見交換をしたり、幼保小連携会議での小学校からの話などの情報を提供しています。5歳児担任が保育所児童保育要録を作成し、園長が確認して小学校に送付しています。また、配慮を必要とする子どもの就学先には来園して様子を見てもらい意見交換をしています。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

【A12】 A-1-(3)-①
子どもの健康管理を適切に行っている。

a

<コメント>

子どもの健康に関するマニュアルに基づいて一人ひとりの子どもの健康状態を把握しています。子どもの体調の変化やけが・事故に関しては、必要に応じて保護者に電話で報告し、降園時に降園後の対応を話し合い、次の登園時に確認しています。子どもの保健に関する計画は園長が作成しています。登園時は子どもの様子を観察し、体温測定、連絡帳の確認や保護者から様子を聞くなどしています。一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報は、職員会議や打ち合わせで情報を共有しています。既往歴や予防接種の状況などの新たな情報は、保護者に年度末の懇談会で「健康管理台帳」に書き加えてもらっています。職員は、乳幼児突然死症候群に関する知識を習得し、睡眠時のチェックを行い必要な取組を実施しています。保護者には、お便りで必要な情報提供をしています。

【A13】 A-1-(3)-②
健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

<コメント>

年2回の健康診断や歯科健診、毎月身体測定が行われ、結果は記録され、関係職員に周知しています。保護者には、結果を連絡帳で報告しています。嘱託医とは、日頃から相談したり、助言を受け、情報提供を受けたりしています。健診の結果を受けて以前は歯科衛生士から歯磨き指導を受けたりしていましたが、コロナ禍で現在はしていません。園は、薄着やはだしを推奨して、皮膚の鍛錬を心掛け、自律神経を刺激して風邪を予防するなど健康に関する取組を反映させた保育を行っています。

【A14】 A-1-(3)-③
アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。

a

<コメント>

アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に、子どもの状況に応じた適切な対応をしています。食物アレルギーについては、医師の記入した「アレルギー疾患生活管理指導表」を提出してもらい、除去食を提供しています。保護者とは、担任と面談などを通して連携を図って園での生活に配慮しています。職員は会議や打ち合わせなどで共有していて、月1回献立のアレルギーチェックをして確認をしています。食事は、トレイ、食器の色を変え名札を付けて複数回口頭で確認して提供しています。子どもたちには、アレルギーに限らず様々な人がいることを保育の中で伝えていきます。園だよりや給食室だよりなどでアレルギーになりにくい安心安全な食材や体つくりの情報を提供しています。

A-1-(4) 食事

第三者評価結果

【A15】 A-1-(4)-①
食事を楽しむことができるよう工夫をしている。

a

<コメント>

保育計画に「食を営む力の基礎」の項を設けて年齢に応じた食に関する豊かな経験ができるよう配慮した取り組みが記載されています。また、年齢ごとの年間指導計画にも食育の項を設けて取組を記載しています。園は「おいしく、楽しく、安全に！～食べることは生きること～」として子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれるようにしています。子どもの発達に合わせて、調理職員と保育士が連携をして、個々に合わせた細かい配慮をしています。物を大切にしよう2歳児から陶器の食器を使用し、食器の形態は月齢に応じて変えています。また、月齢に応じたスプーンの持ち方、箸への移行など大切に進めています。食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう、子どもの状況を把握して、完食の満足感を感じてくれるよう無理強いせず対応しています。例年は山形に行つて田植え、稲刈りを体験していますがコロナ禍でリモートで交流し、バケツで稲を栽培しました。その他、野菜の栽培、収穫、調理など子どもが食についての関心を深める取組をしています。保護者には、給食だよりや園だよりでレシピや食に関する情報を伝えています。

【A16】 A-1-(4)-②
子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。

a

<コメント>

調理室は園舎の真ん中にあり、子どもたちは調理の様子を見ることが出来ます。調理員は、カウンターをはさんで子どもたちとの会話を大切にしています。素材の味を大切に薄味で季節感のある旬の献立を作成しています。魚の味を知るために子どもの好きなカレーやケチャップ味でなくあえて焼き魚を月1回は取り入れるなど素材の味が分かる献立にしています。旬の食材、安全な食材を使用し、行事食を積極的に取り入れ季節感を考慮して、桜餅やかかしわ餅など手作りおやつを提供しています。乳児は保育士から嗜好を聞くほか、連絡帳を確認して子どもの状況を把握するようにしています。また、4,5歳児はカウンターで対面で給食を手渡し、会話をしながら回収するので喫食状況を把握しています。調理室の衛生管理は「衛生管理マニュアル」に沿って適切に対応しています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント>	
登園時に家庭での様子を聞き、降園時にその日の子どもの様子を伝え、保護者と情報交換をしています。全クラスが連絡帳を活用して、日々の家庭と園との日常的な情報交換をしています。保育の意図や保育内容について、保護者に理解を得る機会として年2回懇談会を実施していますが、コロナ禍でクラスの状態を文章にして配布しています。また、クラスだよりや壁新聞に写真を入れて掲示して保護者に保育の内容や成長を把握できるように伝えています。個人面談では、保護者との情報交換の内容は記録しています。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント>	
職員は、毎日の送迎時に保護者に声掛けをして、コミュニケーションをとり、日頃から保護者と信頼関係を築くよう努めています。また、全クラスが毎日連絡帳で園と家庭と連携をとっていて、保護者が知りたいことなどがあれば、その都度担任や主任、園長が対応し、更に必要に応じて面談を実施しています。相談の際は、プライバシーが守られる環境を用意し、落ち着いて話ができるよう配慮しています。年度初めに行われる総会や、クラス懇談会、給食懇談会、さらに保護者会の代表が参加する運営委員会など保護者から意見を聞く機会を持っています。内容に応じて、全体で話し合いが必要なことはすぐ会議で話し合い、園や法人の対処が必要な時は迅速に対応するよう努めています。相談を受けた職員が適切な対応ができるよう、報告を受け園長から助言が受けられる体制になっています。	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<コメント>	
職員は、朝の受け入れ時の観察や登降園時の保護者の対応、着替えの際の観察など虐待等権利侵害の兆候を見逃さないよう、状況の把握に努めています。虐待等権利侵害の可能性があると感じた時は、園長・主任に報告し、園全体で確認する体制を作っています。恐れがある場合は、保護者と家庭を尊重するように配慮して話すよう心掛けています。把握したことを区役所に伝え、予防に努めています。保健師、ケースワーカー、横浜市南部児童相談所、小学校など関係機関と連携を図り、迅速に情報提供を行うようにしています。虐待等権利侵害に関しては、園長を中心に職員も認識して行動しています。今後は、虐待等権利侵害に関する理解と対応、手順などのマニュアルを整備することが期待されます。	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<コメント>	
保育士が、記録や職員間の話し合いを通じて、保育実践の振り返りをして自己評価を行っています。自己評価は意図とした保育のねらいが達成されたか記入しています。保育の自己評価は、結果だけでなく取り組む過程を重視しています。保育士は定期的に自己評価を行い、振り返りを次の計画に反映させています。自己評価が互いの学び合いになるようケース事例を出してグループ討議しています。子どもの要望・興味・ねらいが活かされているか話し合い、子どもの状況に活かされるよう努力するなど、保育の改善や専門性の向上に取り組むよう努めています。クラス、行事、部活動など保育全般の総括を全職員が行い、それらを踏まえて、年度の目的ができたか園の総括としています。	